

広島県告示第三百五十六号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表東部工業技術センターの項中

96	マルチセンサ式座標測定機	一時間	二、八〇〇円	を
97	雑音電力測定システム	〃	五〇〇円	に改める。